

(2) 健康づくりに関する団体・機関等との連携の強化

市民の健康を支え守るための社会環境として、飲食業や小売業の事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、健康運動指導士会など、健康づくりに関する企業・団体・機関等も重要な役割を担います。健康づくりの意識啓発や健康に関する情報提供、安全で健康に配慮した食品や食事の提供、受動喫煙防止など、市民の健康づくりに関する企業・団体・機関等が連携し、市民の健康を支え守る取組を推進することが重要です。

【現状と課題】

- 現在、食生活や禁煙、健康ウォーキングなど健康づくりに欠かせない情報を市民に提供している飲食店、市民団体、健康づくりに取り組んでいる企業等を「元気じゃけんひろしま21協賛店・団体」として認証し、公表しており、その数も年々増加しています。

食品中の栄養成分の表示、受動喫煙防止対策の推進など、社会環境を改善することは、健康づくりに関心のある方だけでなく、関心のない方や時間的又は精神的にゆとりのある生活を確保することが困難な方の健康増進にもつながります。市民の健康を支え守る社会環境を整備するために、今後も、このような市民を取り巻く様々な団体・機関等が、それぞれの特徴に応じて市民の健康づくりに取り組むとともに、相互に連携した取組を行う必要があります。

【施策の方向性】

市民の健康づくりに関わる様々な企業・団体・機関等が、それぞれの特徴を生かし、また、連携を強化しながら、市民の健康を支え守る取組を推進します。

主な事業・取組

(◎：拡充事業)

主な事業・取組	概要の説明
◎「元気じゃけんひろしま21協賛店・団体」の認証店数の拡大等	市民の健康づくりを支援するため、「元気じゃけんひろしま21協賛店・団体」の禁煙・食生活・ウォーキング実践・健康づくり協賛の分野にがん検診推進協賛（仮称）を追加するとともに、協賛店・団体の認証店数の拡大とその普及啓発に取り組む。
ひろしま食育ネットワークの運営	ひろしま食育ネットワーク参加団体が、互いの連携を強化し、食育に関する取組をより効果的・効率的に実施するための取組を行う。
特定給食施設等への指導	特定給食施設（継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）等で提供される食事の利用者を健康にするため、栄養的に配慮された給食内容の改善に向けて、特定給食施設等に対する従事者講習会や巡回指導を実施する。
家庭や職場、飲食店等における受動喫煙防止対策	家庭や職場、飲食店等における受動喫煙防止対策を推進するため、企業や医療保険者等、職域保健の関係団体・機関と連携して、取組を行う。

第1章 基本方針に基づく施策

3 基本方針③ 社会全体で健康を支え守るための社会環境の整備に取り組みます

自助団体への支援	アルコール・薬物・ギャンブル依存関連の自助団体の活性化を図るため、行事への協力等の支援を実施する。
----------	---

【目標】

① 元気じゅけんひろしま21協賛店・団体の認証数の増加

市民の健康を支え守るためには、市民の健康を取り巻く団体等の取組は不可欠であることから、禁煙や食生活、健康ウォーキングなど健康づくりに欠かせない情報を市民に提供している飲食店、市民団体、健康づくりに取り組んでいる企業等である「元気じゅけんひろしま21協賛店・団体の認証数の増加」を目指し、認証数を倍増するとともに、がん検診推進協賛（仮称）を500店舗追加することを目標に設定します。

目標項目	元気じゅけんひろしま21協賛店・団体の認証数の増加
指標	元気じゅけんひろしま21協賛店・団体の認証数
現状	全体1,009店舗（平成23年度） うち 禁煙協賛239店舗 食生活協賛322店舗 ウォーキング実践協賛84店舗 健康づくり協賛364店舗
目標	全体2,500店舗（平成34年度） うち 禁煙協賛500店舗 食生活協賛700店舗 ウォーキング実践協賛150店舗 健康づくり協賛650店舗 がん検診推進協賛（仮称）500店舗
データソース	協賛店認証状況

② 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加

特定給食施設で提供される給食内容が栄養的・衛生的に配慮されたものであれば、その食事をとる者の健康の維持・増進が期待できることから、「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加」を目指し、国目標の算定方法に準じて、現在の特定給食施設全体の管理栄養士・栄養士の配置率65.8%以下の施設（児童福祉施設や事業所等）において、その配置率が65.8%に達した場合の全体の平均値（75.5%）を目標に設定します。

目標項目	利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加
指標	管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合
現状	65.8%（平成23年）
目標	75.5%（平成34年度）
データソース	厚生労働省「衛生行政報告例」広島市分

③ 日常生活における受動喫煙の機会の減少

受動喫煙による健康への悪影響を防ぐため、家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関での「日常生活における受動喫煙の機会の減少」を目指し、行政機関・医療機関・職場については、国目標（行政機関・医療機関：0%、職場：受動喫煙のない職場の実現）に準じて目標を設定します。家庭や飲食店については、現時点で完全な受動喫煙の防止を求めるることは困難な状況であることから、国目標の算定方法に準じて、受動喫煙の機会がある者の現在の割合（家庭17.1%、飲食店48.4%）から禁煙希望者が禁煙した場合の割合（31.7%）を減じた値を半減すること（家庭6%、飲食店16.5%）を目標に設定します。

目標項目	日常生活における受動喫煙の機会の減少		
指標	家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関において受動喫煙の機会がある者の割合		
現状	行政機関 4.8%	医療機関 5.7%	飲食店 48.4%
	職場 26.4%	家庭 17.1% (平成22年)	
目標	行政機関 0% 医療機関 0% 飲食店 16.5% (平成34年度) 職場 0% (平成32年) 家庭 6% (平成34年度)		
データソース	行政機関、医療機関、飲食店：広島市「受動喫煙に関する意識調査」 職場、家庭：広島市「市民健康・栄養調査」		